

障がいのある学生支援の基本方針

高知リハビリテーション専門職大学

障がいのある学生支援の基本方針

I. 障がいのある学生支援に対する本学の取り組み方針

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 条、以下、障害者差別解消法）では、第 2 条第 1 号に障害者について、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）、その他の心身の機能の障害がある者と規定している。

本学では、障害者手帳や医師の診断書の有無に関わらず、等しく学習の機会が与えられるよう、学生本人・保護者と協議の上必要な対応策を講じるものとする。

そのため本学において「障がいのある学生支援の基本方針」に基づき、支援体制を構築し、適切に実施するものとする。支援内容については、障害者差別解消法を踏まえ、障がいのある学生個々の状態に合わせた支援方法を作成し、障がいのある学生にとって有用なものとなるよう支援する。

II. 支援を希望する学生への対応

① 学生からの修学支援等の申請

以下の申請書類を担任、学生支援室、アビリティ支援室に提出する。

- ・「障がいのある学生の修学支援等申請書」（情報提供書を含む）
- ・「修学支援等調査票」

② 修学支援等調査票の作成

- ・アビリティ支援室員は、提出書類を基に、当該学生や保護者、担任と面談し、情報収集を行う。

③ 支援内容の決定

- ・アビリティ支援室員は、支援内容を協議し、当該学生及び保護者に通知するものとする。
- ・修学支援等を受けるために必要な学生の問題の状態およびその支援方法を記載した「情報提供書」は、支援を希望する当該科目担当教員および日常的フォローアップを行う担任、当該専攻長、学生支援室に通知する。

④ 日常的な学生生活支援

障がいのある学生の日常的な学生生活に関する悩みに対しては、学生支援室、保健室にて対応する。また、教職員の間で問題や対応についての情報を共有し、解決のための支援を行う。

⑤ キャリア支援

就職支援については、個々の学生が持つ障がいの内容・特性を踏まえキャリアセンターと担当教員が情報を共有し、学生の希望が実現できるよう支援する。